

○上市町火入れに関する条例施行規則

令和3年3月19日規則第6号

上市町火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上市町火入れに関する条例（昭和60年上市町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による火入れの許可の申請は、火入許可申請書（様式第1号）2通に次に掲げる書類を添えて、町長に提出して行うものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する火入地及びその周辺の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 条例第2条第2項に規定する火入地が、同項に規定する申請者以外の者が所有し、又は管理する土地である場合は、当該所有者又は管理者の承諾書
- (3) 請負又は委託により火入れを行おうとする場合は、当該契約書の写し

(許可証)

第3条 条例第4条第1項に規定する許可証は、火入許可証（様式第2号）とする。

(不許可理由書)

第4条 条例第4条第2項に規定する不許可とする理由を記載した書面は、火入不許可理由書（様式第3号）とする。

(細則)

第5条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
 様式第1号(第2条関係)

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住所
氏名

次のように火入れを行いたいので許可されたく「上市町火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火 入 地	所在地		
	所有者 (管理者)		
	地種区分	保安林()・普通林、原野、その他()	
	所有区分	国有地()・公有地()・私有地()	
	面積	総面積 ヘクタール	
火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火入れ目的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法			
防火体制	火入従事者 防火器具	男 人、女 人、 計 人 延長 メートル、幅員 メートル	
火入責任者			
備考		(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入
 2 その他の()には土地現況を記入
 3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

様式第2号(第3条関係)
様式第2号(第3条関係)

申請者 住所
氏名

火 入 許 可 証

月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可します。

年 月 日

上市町長

印

記

火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火入責任者	
指 示 事 項	
備 考	

様式第3号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)

申請者 住所
氏名

火 入 不 許 可 理 由 書

年 月 日付けで申請のあった における火入れについては、
次の理由により不許可とします。

年 月 日

上市町長

印

理 由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。